

交通事故等にあったとき

第三者加害行為に係る手続きの外部委託の試行について

公立学校共済組合では、現在、第三者行為（交通事故や暴力等）による損害賠償請求事務の一部について、外部委託の検討や試行運用を行っています。

東京支部においても令和6年3月から、試行運用を行っています。

試行期間中は、委託先事業者から対象の組合員に対して負傷原因調査や書類作成・送付依頼をいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

試行運用終了後、本格運用となる際は、かがやき、所属所宛通知文、東京支部ホームページでお知らせします。

※委託先事業者へご提供いただく個人情報については、上記業務の目的のみに使用され適正に管理されます。委託業務完了後には、委託先事業者において速やかに削除します。

第三者加害行為による損害賠償請求事務

交通事故など、第三者の故意又は過失によるけがや病気の治療に要する費用は加害者である第三者（相手方）に負担させるのが原則で、組合員証を使用する必要はありません。

しかし、事故状況等の諸事情により組合員証の使用を希望する場合は、速やかに共済組合へ連絡し、了解を得て使用してください。

詳細は、福利厚生ハンドブックP25（交通事故等にあったとき）をご参照ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827